ゾーホージャパン | 春の気配もようやく濃くなりました。 | 川根本町オフィスではノンボ 川根本町オフィスではインド人社員が働いていますが、3月か らまた新しいメンバーがやってきました。

今回はそんな彼らが普段務めている、インドの本社オフィスを 紹介したいと思います!

川根本町オフィスで動くインド人社員は、 一体とこから来ているの?

ゾーホーグループの本社は、インド南部のチェンナイとい う町にあります。

大きなバケツのような形が特徴の本社ビル。毎日7000人 を超える社員が勤務しています。

販売やお客様のサポートはもちろん、ソフトウェアの開発も行ってお り、ゾーホージャパンで取り扱っている製品もここインド本社で作られて います。

インドでゾーホー製品を利用している企業は Amazon や Facebook など、みなさんが知っている名前も多いのではないでしょうか?

川根本町に来ているインド人社員は、本社と同じ業務を、川根本町オフィ スでも行っているのです。

そんなインド人社員ですが、本社に比べ川根本町は空気が綺麗で、住民 の方もとても親切にしてくださると口をそろえて話しています。

皆様のあたたかいご協力に、日々日々感謝するばかりです!



無料

詳しくは http://www.zoho.co.jp/ まで

利対



用方法

左記のUR 平成31年 日 0 方

てください なら誰で

利用登録

にな E ラ るサ 用登録を受け G Ο Ο ク実践に必要な Ο

が

11

聴可能 独立 両立 がある方 自宅で スマ 仕 、ホでも 事 を

(市事業)

静岡県後期高齢者医原保険料の軽減措置が変わります

平成31年度の後期高齢者医療保険料は、被保険者全員が負担する「均等割」の軽減措置が 次のとおり改正されます(均等割額および所得割率自体の改正はありません)。

▶保険料均等割の軽減措置の特例が見直されます

保険料均等割については、低所得者の負担軽減を図るため、被保険者および世帯 主の所得の状況に応じて軽減措置(7割軽減、5割軽減および2割軽減)が取られて おり、さらに7割軽減に該当する被保険者については、特例として2割および1.5割 を上乗せし、9割軽減および8.5割軽減とされてきました。

この度、世代間の公平の観点等から、次のとおり特例が見直されることとなりました。

軽減判定所得基準額 (※1) 年度	33万円以下(かつ、被保険者全員の年金収入が 80万円以下で、その他の所得がない場合)【※ 2】	33万円以下【※2】
平成30年度まで	9割軽減【4,000円】	8.5 割軽減【6,000円】
平成31年度	8割軽減【8,000円】 ※3	8.5 割軽減【6,000円】
平成32年度	7割軽減【12,100円】 ※3	7.75割軽減【 9,000円】
平成33年度から	7割軽減【12,100円】 ※3	7 割軽減【12,100円】

▶保険料均等割の軽減対象が拡大されます

保険料均等割の5割軽減・2割軽減について、低所得者の負担軽減を図るため軽 減対象が拡大となり、軽減判定所得基準額^{*1}が次のとおり引き上げられました。

平成31年度から	33万円+28万円×被保険者数	33万円+51万円×被保険者数
平成30年度	33万円+ <u>27万5千円</u> ×被保険者数	33万円+ <u>50万円</u> ×被保険者数
軽減割合 年度	5割軽減【20,200円】** ²	2割軽減【32,300円】**2

% 1

軽減判定所得基準額 は、世帯主および世帯 の被保険者全員の前年 中の総所得金額等の合 計です。

※ 2

【 】内の金額は、保 険料均等割額 (40,400 円) に対する軽減措置 後の金額です。(ただ し、平成32年度以降は、 保険料均等割額を変更 する場合があります。)

介護保険料の軽減強 化や平成 31 年 10 月か ら実施の任金生活者支 援給付金の支給といっ た支援策の対象となり ます。(ただし、世帯 に住民税が課税されて いる人がいる場合は対 象となりません。また、 年金生活者支援給付金 の支給額は国民年金保 険料の納付実績等に応 じて異なります。)

▶被用者保険の被扶養者であった人の保険料均等割の軽減措置期間が見直されます

後期高齢者医療保険に加入する前日において被用者保険(会社の健康保険など)の被扶養者であった人は、 特例として期間を定めず保険料均等割の軽減措置(平成30年度は5割軽減)が取られていましたが、平成 31 年度から、軽減措置期間を後期高齢者医療保険に加入した月から2年を経過するまでの間とされました。

- *平成30年度末時点で後期高齢者医療保険に加入した月から2年を経過している場合は、 平成31年度の保険料均等割は軽減されません。
- *保険料所得割は、今までどおりかかりません。

▶収入別保険料額のモデルケース(単身世帯で、年金収入のみの場合)(年額)

年金収入額	平成30年度保険料 (適用される軽減)	平成31年度保険料 (適用される軽減)	増減額
年額219万円	92,200円	84,100円(均等割2割軽減)	8,100円減
年額196万円	66,000円(均等割2割軽減)	53,900円(均等割5割軽減)	12,100円減
年額153万円	6,000円(均等割8.5割軽減)	6,000円(均等割8.5割軽減)	増減なし
基礎年金受給者(※) (年額80万円以下)	4,000円(均等割9割軽減)	8,000円(均等割8割軽減)	4,000円増

[※] 介護保険料の軽減強化や平成31年10月から実施の年金生活者支援給付金の支給といった支援策の対象となります(た だし、世帯に住民税が課税されている人がいる場合は対象となりません。また、年金生活者支援給付金の支給額は国民 年金保険料の納付実績等に応じて異なります)。